

知多南部広域環境組合障害者活躍推進計画

機関名	知多南部広域環境組合
任命権者	知多南部広域環境組合管理者 知多南部広域環境組合議会議長 知多南部広域環境組合代表監査委員
計画期間	令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで（５年間）
知多南部広域環境組合における障害者雇用に関する課題	【管理者部局】 知多南部広域環境組合における職員構成は組合構成市町である半田市・常滑市・南知多町・美浜町・武豊町の２市３町からの派遣職員および組合採用のパートタイム会計年度任用職員により組織される８名程度の小規模の機関であり、これまで正規職員の採用はなく、また、障害者に限定した募集は行っていない。 過去に障害者である職員が在籍していたことはなかったと判断しているが、個別に対応することで大きな問題は生じていないこともあり、特段の組織的な体制整備は行っていない。

目標

１．採用に関する目標	【共通】 パートタイム会計年度任用職員の採用に向けて、障害者に限定した募集を行っていないが、障害者である応募者を念頭に置いた形で募集を行う。 構成市町より障害者が派遣された場合は、その者を円滑に受け入れられるよう、その障害の特性に理解を深め、その者の適性と能力に勘案した配置を行うよう努める。
２．定着に関する目標	【共通】 なし。 ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。

取り組み内容

１．障害者の活躍を推進する体制整備	【共通】 ○障害者雇用推進担当は総務課長を充てる。 ○障害者である職員およびパートタイム会計年度任用職員の相談窓口を設置する。
-------------------	--

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	【共通】 ○障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談等があった場合は、労働局他、関係機関との連携を深め、相談等を行い、負担なく遂行できる職務の選定及び創出を検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	【共通】 ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際に障害者である職員等に対しては、必要な配慮等の要不要の別を把握するとともに、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○措置を講じる場合は、その者の要望を踏まえつつも過重な負担とならない範囲で適切に実施する。 ○環境啓発設備を含む新ごみ処理施設整備にあたり、障害者の移動及び施設の利用等にあたり、ハード面のみならずソフト面にもバリアフリーに配慮する。 【管理者部局】 ○募集・採用の際には以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること。」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
4. その他	【共通】 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。